

○国土交通省令第六十一号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十二号）及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百八十八号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄

にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(国際競争力強化施設)</p> <p>第一条 法第十九条の二第八項の国土交通省令で定める施設は、国際会議場施設、医療施設その他国土交通大臣が定める施設であつて、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。</p> <p>(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)</p> <p>第一条の二 [略]</p> <p>(開発行為に係る同意に関する協議)</p> <p>第一条の三 [略]</p> <p>(開発行為に係る同意の基準)</p> <p>第一条の四 [略]</p> <p>(土地区画整理事業に係る同意に関する協議)</p> <p>第一条の五 [略]</p> <p>(土地区画整理事業に係る同意の基準)</p> <p>第一条の六 [略]</p> <p>(土地区画整理事業に係る証明書の交付)</p> <p>第一条の七 [略]</p> <p>(民間都市再生事業計画に係る同意に関する協議)</p> <p>第一条の八 [略]</p> <p>(民間都市再生事業計画に係る同意の基準)</p> <p>第一条の九 [略]</p> <p>(市街地再開発事業に係る同意に関する協議)</p> <p>第一条の十 [略]</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>(開発行為に係る同意に関する協議)</p> <p>第一条の二 [同上]</p> <p>(開発行為に係る同意の基準)</p> <p>第一条の三 [同上]</p> <p>(土地区画整理事業に係る同意に関する協議)</p> <p>第一条の四 [同上]</p> <p>(土地区画整理事業に係る同意の基準)</p> <p>第一条の五 [同上]</p> <p>(土地区画整理事業に係る証明書の交付)</p> <p>第一条の六 [同上]</p> <p>(民間都市再生事業計画に係る同意に関する協議)</p> <p>第一条の七 [同上]</p> <p>(民間都市再生事業計画に係る同意の基準)</p> <p>第一条の八 [同上]</p> <p>(市街地再開発事業に係る同意に関する協議)</p> <p>第一条の九 [同上]</p>

(市街地再開発事業に係る同意の基準)

第一条の十一 [略]

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の十二 [略]

(建築物の建築等に係る同意に関する協議)

第一条の十三 法第十九条の十五第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを建築主事に提出するものとする。

一 都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項（法第十九条の十三第二項第四号に掲げる事項として記載しようとする場合にあつては、都市再生安全確保計画に記載しようとする事業及びその実施主体に関する事項。次項第一号、第一条の十六第一号及び第一号の二十第一号において同じ。）を記載した書類

二 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三に規定する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十五第一項において同じ。）の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八条の二第一項において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書

2 [略]

(建築物の建築等に係る同意の基準)

第一条の十四 [略]

(建築物の建築等に係る証明書の交付)

第一条の十五 建築主事は、法第十九条の十五第四項の規定により建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十三第一項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該確認済証の交付があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

2 特定行政庁は、法第十九条の十五第四項の規定により建築基準法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の八第一項の規定による認定があつたものとみなされたときは、遅滞な

(市街地再開発事業に係る同意の基準)

第一条の十 [同上]

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の十一 [同上]

(建築物の建築等に係る同意に関する協議)

第一条の十二 [同上]

一 都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項（法第十九条の十三第二項第四号に掲げる事項として記載しようとする場合にあつては、都市再生安全確保計画に記載しようとする事業及びその実施主体に関する事項。次項第一号、第一条の十五第一号及び第一号の十九第一号において同じ。）を記載した書類

二 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三に規定する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十四第一項において同じ。）の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八条の二第一項において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書

2 [同上]

(建築物の建築等に係る同意の基準)

第一条の十三 [同上]

(建築物の建築等に係る証明書の交付)

第一条の十四 建築主事は、法第十九条の十五第四項の規定により建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十二第一項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該確認済証の交付があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

2 特定行政庁は、法第十九条の十五第四項の規定により建築基準法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の八第一項の規定による認定があつたものとみなされたときは、遅滞な

く、その旨を証する書類に第一条の十三第二項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

(建築物の耐震改修に係る同意に関する協議)

第一条の十六 [略]

(建築物の耐震改修に係る同意の基準)

第一条の十七 [略]

(建築物の耐震改修に係る証明書の交付)

第一条の十八 所管行政庁は、法第十九条の十六第三項の規定により建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項の規定による認定があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十六の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

(都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例に係る認定申請書及び認定通知書の様式)

第一条の十九 [略]

(都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意に関する協議)

第一条の二十 [略]

(都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意の基準)

第一条の二十一 [略]

(都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る証明書の交付)

第一条の二十二 特定行政庁は、法第十九条の十七第三項の規定により同条第一項の規定による認定があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の二十の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

(都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意に関する協議)

第一条の二十三 [略]

く、その旨を証する書類に第一条の十二第二項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

(建築物の耐震改修に係る同意に関する協議)

第一条の十五 [同上]

(建築物の耐震改修に係る同意の基準)

第一条の十六 [同上]

(建築物の耐震改修に係る証明書の交付)

第一条の十七 所管行政庁は、法第十九条の十六第三項の規定により建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項の規定による認定があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十五の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

(都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例に係る認定申請書及び認定通知書の様式)

第一条の十八 [同上]

(都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意に関する協議)

第一条の十九 [同上]

(都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意の基準)

第一条の二十 [同上]

(都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る証明書の交付)

第一条の二十一 特定行政庁は、法第十九条の十七第三項の規定により同条第一項の規定による認定があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十九の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

(都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意に関する協議)

第一条の二十二 [同上]

（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意の基準）  
第一条の二十四〔略〕

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務の基準）

第六条 法第二十九条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号に掲げる業務（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。以下この条において同じ。）に係るものは、次に掲げるものとする。

一 一五〔略〕

（非常用電気等供給施設協定の認可の基準）

第八条の十二 法第四十五条の二十一第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第四十五条の二十一第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 非常用電気等供給施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する事項は、都市再生安全確保計画に適合していなければならない。
- 三 非常用電気等供給施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する事項は、大規模な地震が発生した場合において非常用電気等供給施設の機能に支障が生じないように定められていなければならない。
- 四 非常用電気等供給施設協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
- 五 協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 六 協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

（非常用電気等供給施設協定に関する準用）

第八条の十三 第八条の二及び第八条の四の規定は、法第四十五条の二十一第一項に規定する非常用電気等供給施設協定について準用する。

（都市利便増進施設）

第十二条の二 法第四十六条第十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。  
一 一十〔略〕

（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意の基準）  
第一条の二十三〔同上〕

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務の基準）

第六条 法第二十九条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号に掲げる業務（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。以下この条において同じ。）に係るものは第一号から第五号まで、同項第二号に掲げる業務に係るものは第四号に掲げるものとする。

一 一五〔同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

（都市利便増進施設）

第十二条の二 法第四十六条第十三項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。  
一 一十〔同上〕

(居住者等利用施設)

第十二条の三 法第四十六条第十六項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの
- 二 公園、緑地、広場その他これらに類するもの
- 三 噴水、水流、池その他これらに類するもの
- 四 教育文化施設、医療施設、福祉施設その他これらに類するもの
- 五 集会場、業務施設、宿泊施設、食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの

(市町村決定計画及び計画決定期限の公告)

第十三条 法第四十六条第十八項後段(同条第十九項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の定める方法で行うものとする。

- 一 一三 〔略〕

(民間都市再生整備事業計画の認定等の申請)

第二十二条 法第六十三条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に次に掲げる図書(これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書)を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 一十一 〔略〕

十二 令第二十三条第二号又は第五号に規定する事業にあつては、当該事業に該当することを明らかにすることができる図書

- 十三 〔略〕

2 〔略〕

(緑地管理機構が整備及び管理を行うことができる居住者等利用施設)

第二十九条の二 法第八十条の二第一項の国土交通省令で定める緑地管理機構が整備及び管理を行う施設は、第十二条の三第二号に掲げる緑地(通路、広場その他の当該緑地を利用する都市の居住者その他の者の利便のため必要な施設を含む。)とする。

(景観整備機構が整備及び管理を行うことができる居住者等利用施設)

第二十九条の三 法第八十条の二第一項の国土交通省令で定める景観整備機構が整備及び管理を行う施設は、第十二条の三各号に掲げるものとする。

〔条を加える。〕

(市町村決定計画及び計画決定期限の公告)

第十三条 法第四十六条第十五項後段(同条第十六項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の定める方法で行うものとする。

- 一 一三 〔同上〕

(民間都市再生整備事業計画の認定等の申請)

第二十二条 〔同上〕

- 一 一十一 〔同上〕

十二 令第二十一条第二号又は第五号に規定する事業にあつては、当該事業に該当することを明らかにすることができる図書

- 十三 〔同上〕

2 〔同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔低未利用土地利用促進協定の認可の基準〕

第二十九条の四 法第八十条の二第三項第三号（法第八十条の四において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 低未利用土地利用促進協定において定める法第八十条の二第一項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切なものであること。

二 低未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

（誘導施設の整備に関する事業の施行に関連して必要となる事業）

第三十条 法第八十一条第二項第四号ロの国土交通省令で定める事業は、法第四十六条第二項第二号ハ及びホに掲げる事業並びに第九条に規定する事業とする。

（都市計画法施行規則の特例）

第三十九条〔略〕

2・3〔略〕

4 法第九十条の規定により都市計画法第四十三条の規定を読み替えて適用する場合においては、同条第一項に規定する許可の申請は、都市計画法施行規則第三十四条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十四による特定建築等行為許可申請書を提出して行うものとする。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「都市再生特別措置法施行規則第三十九条第四項前段」と、「令」とあるのは「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第三十一条の規定により読み替えて適用する令」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「居住若しくは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する住宅等）をいう。以下この項において同じ。」を建築する」と、同項の表敷地現況図の項中「建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設」とあるのは「住宅等を新築し、又は建築物を改築して住宅等とする行為」と、「建築物の位置又は第一種特定工作物」とあるのは「住宅等」と、「用途の変更」とあるのは「用途を変更して住宅等とする行為」と、「建築物の位置並びに」とあるのは「住宅等の位置並びに」とする。

（国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の特例）

第四十条 法第九十二条の規定により大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十三条第十一項の規定を読み替えて適用する場合における国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十九号）第三条第一項

〔条を加える。〕

（誘導施設の整備に関する事業の施行に関連して必要となる事業）

第三十条 法第八十一条第二項第四号ロの国土交通省令で定める事業は、法第四十六条第二項第二号ロ、ハ及びホに掲げる事業並びに第九条に規定する事業とする。

（都市計画法施行規則の特例）

第三十九条〔同上〕

2・3〔同上〕

4 法第九十条の規定により都市計画法第四十三条の規定を読み替えて適用する場合においては、同条第一項に規定する許可の申請は、都市計画法施行規則第三十四条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十四による特定建築等行為許可申請書を提出して行うものとする。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「都市再生特別措置法施行規則第三十九条第四項前段」と、「令」とあるのは「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第二十九条の規定により読み替えて適用する令」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「居住若しくは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する住宅等）をいう。以下この項において同じ。」を建築する」と、同項の表敷地現況図の項中「建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設」とあるのは「住宅等を新築し、又は建築物を改築して住宅等とする行為」と、「建築物の位置又は第一種特定工作物」とあるのは「住宅等」と、「用途の変更」とあるのは「用途を変更して住宅等とする行為」と、「建築物の位置並びに」とあるのは「住宅等の位置並びに」とする。

（国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の特例）

第四十条 法第九十二条の規定により大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十三条第十一項の規定を読み替えて適用する場合における国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十九号）第三条第一項



の規定の適用については、同項中「都市計画法施行令」とあるのは、「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第三十一条の規定により読み替えて適用する都市計画法施行令」とする。

様式第一（第一条の十九第一項関係）（日本工業規格A4）

【略】

様式第二（第一条の十九第二項関係）（日本工業規格A4）

【略】

様式第三（第一条の十九第三項関係）（日本工業規格A4）

認定しない旨の通知書

第 年 月 日  
申請者 殿  
特定行政庁 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の原因により都市再生特別措置法第19条の17第1項の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。  
なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過する日を超えて行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき審査請求をすることができなくならず、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき処分取消しの訴えを提起することとなります。）を代表する者は、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過する日を超えて処分取消しの訴えを提起すること（理由）

の規定の適用については、同項中「都市計画法施行令」とあるのは、「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第二十九条の規定により読み替えて適用する都市計画法施行令」とする。

様式第一（第一条の十八第一項関係）（日本工業規格A4）

【同左】

様式第二（第一条の十八第二項関係）（日本工業規格A4）

【同左】

様式第三（第一条の十八第三項関係）（日本工業規格A4）

認定しない旨の通知書

第 年 月 日  
申請者 殿  
特定行政庁 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の原因により都市再生特別措置法第19条の17第1項の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。  
なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過する日を超えて行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき審査請求をすることができなくならず、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき処分取消しの訴えを提起することとなります。）を代表する者は、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過する日を超えて処分取消しの訴えを提起すること（理由）

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(都市再開発法施行規則の一部改正)

第二条 都市再開発法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分在同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(規準又は規約の記載事項)</p> <p>第一条の八 法第七条の第十号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 事業計画において個別利用区が定められたときは、法第七十条の二第二項第三号の規準又は規約で定める規模</p> <p>(個人施行に関する公告事項)</p> <p>第一条の九 法第七条の十五第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇六 「略」</p> <p>七 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限</p> <p>八 「略」</p> <p>2 法第七条の十六第二項において準用する法第七条の十五第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区的面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限</p> <p>四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限</p> <p>五 「略」</p> <p>3 5 「略」</p> <p>(定款の記載事項)</p> <p>第一条の十一 法第九条第十二号の国土交通省令で定める事項については、第一条の八の規定を準用する。この場合において、第一条の八第三号中「規準又は規約」とあるのは「定款」と読み替えるものとする。</p> <p>(設計の概要に関する図書)</p> <p>第五条 法第七条の十一第一項の設計の概要及び同条第二項(法第十二条第一項、法第五十条の六、法第五十三条第四項及び法第五十八条第三項において準用する場合を含む。)の個別利用区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。</p>	<p>(規準又は規約の記載事項)</p> <p>第一条の八 「同上」</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>(個人施行に関する公告事項)</p> <p>第一条の九 「同上」</p> <p>一〇六 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>七 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三 施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入したときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限</p> <p>四 「同上」</p> <p>3 5 「同上」</p> <p>(定款の記載事項)</p> <p>第一条の十一 法第九条第十二号の国土交通省令で定める事項については、第一条の八の規定を準用する。</p> <p>(設計の概要に関する図書)</p> <p>第五条 法第七条の十一第一項の設計の概要は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。</p>

2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 「略」

五 個別利用区内の宅地の設計の概要

3 第一項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

個別利用区内の宅地	図面の種類		縮尺	明示すべき事項
	施設建築物	公共施設		
平面図	各階平面図	二面以上の断面図	五百分の一以上	縮尺、方位並びに柱、外壁、廊下、階段及び昇降機の位置
五百分の一以上	二面以上の断面図	五百分の一以上	縮尺並びに施設建築物、床及び各階の天井の高さ	縮尺、方位、施設建築物、主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設、通路及び消防用水利施設の位置
縮尺、方位並びに個別利用区内の宅地の位置及び形状	縮尺並びに公共施設の構造及び現在の地盤面	縮尺、方位並びに公共施設の位置及び形状	縮尺、方位並びに公共施設の位置及び形状	

(設計の概要の設定に関する基準)

第七条 法第七条の十一第一項の設計の概要の設定に関する同条第六項の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一〜十 「略」

2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 「同上」

五 「号を加える。」

3 第一項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

個別利用区内の宅地	図面の種類		縮尺	明示すべき事項
	施設建築物	公共施設		
平面図	各階平面図	二面以上の断面図	五百分の一以上	方位並びに柱、外壁、廊下、階段及び昇降機の位置
五百分の一以上	二面以上の断面図	五百分の一以上	施設建築物、床及び各階の天井の高さ	方位、施設建築物、主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設、通路及び消防用水利施設の位置
縮尺、方位並びに個別利用区内の宅地の位置及び形状	縮尺並びに公共施設の構造及び現在の地盤面	方位並びに公共施設の位置及び形状	縮尺、方位並びに公共施設の位置及び形状	

(設計の概要の設定に関する基準)

第七条 法第七条の十一第一項の設計の概要の設定に関する同条第三項の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一〜十 「同上」

(資金計画に関する基準)

第八条 法第七条の十一第一項の資金計画に関する同条第六項の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

(組合施行に関する公告事項)

第十一条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、法第十一条第一項の認可に係る公告にあつては第一号から第六号まで、同条第三項の認可に係る公告にあつては第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げるものとする。

一〜四 「略」

五 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

六 「略」

七 「略」

2 「略」

3 法第三十八条第二項において準用する法第十九条第一項又は第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 第一項第三号又は第四号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容  
四 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従

前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

五 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

六 「略」

(電磁的記録)

第十二条 法第二十七条第七項の国土交通省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものとする。

(再開発会社施行に関する公告事項)

第十六条の七 法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(資金計画に関する基準)

第八条 法第七条の十一第一項の資金計画に関する同条第三項の技術的基準は、次に掲げるものとする。

一・二 「同上」

(組合施行に関する公告事項)

第十一条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、法第十一条第一項の認可に係る公告にあつては第一号から第五号まで、同条第三項の認可に係る公告にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げるものとする。

一〜四 「同上」

五 「号を加える。」

六 「同上」

七 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一・二 「同上」

三 前項第三号又は第四号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容  
四 「号を加える。」

五 施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入したときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

六 「同上」

(電磁的記録)

第十二条 法第二十七条第六項の国土交通省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものとする。

(再開発会社施行に関する公告事項)

第十六条の七 「同上」

一〇四 〔略〕

五 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

六 〔略〕

2 法第五十条の九第二項において準用する法第五十条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 〔略〕

三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

五 〔略〕

3・4 〔略〕

(施行規程の記載事項)

第十七条の二 法第五十二条第二項第九号の国土交通省令で定める事項は、事業計画において個別利用区が定められた場合における法第七十条の二第二項第三号の施行規程で定める規模とする。

(地方公共団体施行に関する公告事項)

第十八条 法第五十四条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇三 〔略〕

四 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

五 〔略〕

2 法第五十六条において準用する法第五十四条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 〔略〕

三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区的面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない

一〇四 〔同上〕

〔号を加える。〕

五 〔同上〕

2 〔同上〕

一・二 〔同上〕

〔号を加える。〕

三 施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入したときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

四 〔同上〕

3・4 〔同上〕

〔号を加える。〕

(地方公共団体施行に関する公告事項)

第十八条 〔同上〕

一〇三 〔同上〕

〔号を加える。〕

四 〔同上〕

2 〔同上〕

一・二 〔同上〕

〔号を加える。〕

三 施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入したときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる

旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

五 「略」

(施行規程の記載事項)

第十八条の二 第十七条の二の規定は、法第五十八条第三項において準用する法第五十二条第二項第九号の国土交通省令で定める事項について準用する。

(機構等施行に関する公告事項)

第十九条 法第五十八条第三項において準用する法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 三 「略」

四 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

五 「略」

2 法第五十八条第四項において準用する法第十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき、又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があつたときは、権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

五 「略」

(個別利用区内の宅地への権利変換の申出の方法)

第二十四条の二 法第七十条の二第一項の申出は、別記様式第五の二の個別利用区内の宅地への権利変換の申出書に、自己が施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者であることを証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。この場合において、その申出について同条第二項第一号の同意を得なければならないときは、別記様式第五の三の個別利用区内の宅地への権利変換の申出に関する同意書を添付しなければならない。

(権利変換を希望しない旨の申出等の方法)

る期限

四 「同上」

「条を加える。」

(機構等施行に関する公告事項)

第十九条 「同上」

一 三 「同上」

「号を加える。」

四 「同上」

2 「同上」

一・二 「同上」

「号を加える。」

三 施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入したときは権利変換を希望しない旨の申出又は譲受け希望の申出若しくは賃借り希望の申出をすることができる期限

四 「同上」

「条を加える。」

(権利変換を希望しない旨の申出等の方法)

第二十五条 法第七十一条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第六の金銭給付等希望申出書に、自己が施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）の所有者、その宅地について借地権を有する者又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を所有する者であることを証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。この場合において、その申出について同条第二項の同意を得なければならないときは、同項の同意を得たことを証する書面も添付しなければならない。

2 「略」

3 法第七十一条第四項から第六項までの規定による申出の撤回をしようとする者は、別記様式第八の金銭給付等希望申出撤回書又は別記様式第九の借家権消滅希望申出撤回書を施行者に提出しなければならない。

（権利変換計画又はその変更の認可申請手続）

第二十六条 法第七十二条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画に、同条第四項において準用する同条第一項後段の認可を申請しようとする施行者は権利変換計画のうち変更に係る事項に、次に掲げる書類を添付して、認可申請書とともに、これを都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣に、個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

一 五 「略」

六 法第一百十条の規定により権利変換計画を定めようとするときは、法第六十八条第一項の土地調書及び物件調書（以下この条において「土地調書等」という。）並びに施行地区内の土地又は物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たことを証する書類

七 法第一百十条の二の規定により権利変換計画を定めようとするときは、土地調書等及び施行地区内の土地（指定宅地を除く。）又はこれに存する物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者の全ての同意を得たことを証する書類

八 法第一百十条の三の規定により権利変換計画を定めようとするときは、土地調書等及び指定宅地又はこれに存する物件に関し権利を有する者の全ての同意を得たことを証する書類

九 「略」

十 「略」

（権利変換計画に定めるべき事項）

第二十七条 法第七十三条第一項第二十三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

第二十五条 法第七十一条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第六の金銭給付等希望申出書に、自己が施行地区内の宅地の所有者、その宅地について借地権を有する者又は施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有することを証する書面を添付して、これを施行者に提出しなければならない。この場合において、その申出について同条第二項の同意を得なければならないときは、同項の同意を得たことを証する書面も添付しなければならない。

2 「同上」

3 法第七十一条第五項又は第六項の規定による申出の撤回をしようとする者は、別記様式第八の金銭給付等希望申出撤回書又は別記様式第九の借家権消滅希望申出撤回書を施行者に提出しなければならない。

（権利変換計画又はその変更の認可申請手続）

第二十六条 「同上」

一 五 「同上」

六 法第一百十条の規定により権利変換計画を定めようとするときは、法第六十八条第一項の土地調書及び物件調書並びに施行地区内の土地又は物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者のすべての同意を得たことを証する書類

「号を加える。」

「号を加える。」

七 「同上」

八 「同上」

（権利変換計画に定めるべき事項）

第二十七条 法第七十三条第一項第十八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。



<p>一 「略」</p> <p>二 個別利用区内の宅地の価額の概算額</p> <p>三 「略」</p> <p>(権利変換計画に関する図書)</p> <p>第二十八条 「略」</p> <p>2 前項の配置設計図は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第五条第三項の表に掲げる施設建築物の各階平面図に各施設建築物の一部の配置及び用途を表示したもの。</p> <p>二 第五条第三項の表に掲げる施設建築敷地の平面図に各施設建築敷地の区域を表示したもの。</p> <p>三 第五条第三項の表に掲げる公共施設の平面図</p> <p>四 第五条第三項の表に掲げる個別利用区内の宅地の平面図に各個別利用区及び当該個別利用区内の各宅地の区域を表示したもの</p> <p>3 法第七十三条第一項第二号から第二十三号までに掲げる事項並びに法第九十九条の二第六項及び法第九十九条の三第五項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第十(法第九十九条及び法第十條の二の場合においては、別記様式第十一又は法第九十一条の場合においては、別記様式第十二)の権利変換計画書を作成して定めなければならない。</p> <p>(令第三十条第一項の償却額を算出する場合における償却方法等)</p> <p>第三十条 「略」</p> <p>2 5 「略」</p> <p>6 法第九十一条の場合及び法第九十九条の三第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合においては、前項後段中「合計価額」とあるのは、「合計価額から、合計価額に令第四十三條の六に規定する都市高速鉄道の地上権割合を乗じて得た額を控除した額」と読み替えて、同項後段の規定を適用する。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>(特定施設建築物の建築計画の内容)</p> <p>第三十四条の三 「略」</p> <p>2・3 「略」</p> <p>4 第二項の設計図は、次の表に掲げるものとする。</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 「号を加える。」</p> <p>三 「同上」</p> <p>(権利変換計画に関する図書)</p> <p>第二十八条 「同上」</p> <p>2 前項の配置設計図は、第五条第三項の表に掲げる施設建築物の各階平面図に各施設建築物の一部の配置及び用途を表示したもの並びに同表に掲げる施設建築敷地の平面図に各施設建築敷地の区域を表示したものと及び同表に掲げる公共施設の平面図とする。</p> <p>3 法第七十三条第一項第二号から第十八号までに掲げる事項並びに法第九十九条の二第六項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第十(法第九十九条又は法第九十一条の場合においては、別記様式第十一又は別記様式第十二)の権利変換計画書を作成して定めなければならない。</p> <p>(令第三十条第一項の償却額を算出する場合における償却方法等)</p> <p>第三十条 「同上」</p> <p>2 5 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>6 同上</p> <p>7 同上</p> <p>8 同上</p> <p>(特定施設建築物の建築計画の内容)</p> <p>第三十四条の三 「同上」</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>4 第二項の設計図は、次の表に掲げるものとする。</p>
---	--

特定施設建築物の敷地	図面の種類			縮尺	明示すべき事項
	各階平面図	二面以上の断面図	二面以上の立面図		
特定施設建築物の敷地	各階平面図	二面以上の断面図	二面以上の立面図	五百分の一以上	縮尺、方位並びに用途及び住宅の規格並びに柱、壁、開口部、廊下、階段及び昇降機の位置
				縮尺及び開口部の位置	
					縮尺、方位並びに特定施設建築物、主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、遊び場、修景施設その他の共同施設、通路及び消防用水利施設の位置

5

〔略〕

(管理処分計画又はその変更の認可申請手続)

第三十七条の三 法第十八条の六第一項後段(同条第四項において準用する場合を含む。)の認可を申請しようとする施行者は、認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、これを、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣に、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

一〜三 〔略〕

四 法第十八条の二五の三の規定により管理処分計画を定めようとするときは、同条第一項の譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者(法第十八条の十八又は法第十八条の二五の三第二項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。)並びに特定事業参加者のすべての同意を得たことを証する書類

五 〔略〕

特定施設建築物の敷地	図面の種類			縮尺	明示すべき事項
	各階平面図	二面以上の断面図	二面以上の立面図		
特定施設建築物の敷地	各階平面図	二面以上の断面図	二面以上の立面図	五百分の一以上	方位、用途及び住宅の規格並びに柱、壁、開口部、廊下、階段及び昇降機の位置
				開口部の位置	
					方位、特定施設建築物、主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、遊び場、修景施設その他の共同施設、通路及び消防用水利施設の位置

5

〔同上〕

(管理処分計画又はその変更の認可申請手続)

第三十七条の三 〔同上〕

一〜三 〔同上〕

四 法第十八条の二五の二の規定により管理処分計画を定めようとするときは、同条第一項の譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者(法第十八条の十八又は法第十八条の二五の二第二項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。)並びに特定事業参加者のすべての同意を得たことを証する書類

五 〔同上〕

(管理処分計画に関する図書)

第三十七条の五 「略」

2 「略」

3 法第百十八条の七第一項第二号から第十一号までに掲げる事項並びに法第百十八条の二十五第二項において準用する法第百九条の二第六項及び法第百十八条の二十五の二第二項において準用する法第百九条の三第五項の規定により定めるところとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第二十一(法第百十八条の二十五の三の場合においては、別記様式第二十一の二)の管理処分計画書を作成して定めなければならない。

(土地区画整理事業との一体的施行についてこの省令を適用する場合の説替え)

第三十七条の九の二 法第百十八条の三十一第一項及び第二項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「略」	内 <sup>の</sup> 宅 <sup>地</sup> (指定宅地を除く。)	内 <sup>の</sup> 宅 <sup>地</sup> (指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)
第二十五条第一項	施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に権原に基づき	権原に基づき施行地区内の
第二十五条第一項	建築物	建築物(指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの(以下「施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等」という。)を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物)

(管理処分計画に関する図書)

第三十七条の五 「同上」

2 「同上」

3 法第百十八条の七第一項第二号から第十一号までに掲げる事項並びに法第百十八条の二十五第二項において準用する法第百九条の二第六項の規定により定めるところとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第二十一(法第百十八条の二十五の二の場合においては、別記様式第二十一の二)の管理処分計画書を作成して定めなければならない。

(土地区画整理事業との一体的施行についてこの省令を適用する場合の説替え)

第三十七条の九の二 「同上」

「同上」	内 <sup>の</sup> 宅 <sup>地</sup>	内 <sup>の</sup> 宅 <sup>地</sup> (特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)
第二十五条第一項	施行地区内の土地に権原に基づき	権原に基づき施行地区内の
第二十五条第一項	建築物	建築物(施行地区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの(以下「施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等」という。)を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物であつて土地区画整理事業

	建築物	物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地への移転建築物等」という。）を含む。）
第二十五条第二項	建築物	建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）
第二十六条第七号	を除く。	及び特定仮換地を除き、特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。
第二十七条第一号、第二十九条、第三十七条の三第四号	施設建築敷地	施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）
第三十六条	建築物に	建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）に
第三十七条の二第一項、第三十七条の九	内の宅地	内の宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）

	建築物	の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地への移転建築物等」という。）を含む。）
第二十五条第二項、第三十六条、第三十七条の二第一項及び第二項	建築物	建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）
第二十七条第一号、第二十九条、第三十七条の三第三号	施設建築敷地	施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）
第三十六条	建築物に	建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）に
第三十七条の二第一項、第三十七条の九	内の宅地	内の宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）

第三十七条の第二項	施行地区内の土地に権原に基づき	権原に基づき施行地区内の
第三十七条の第二項及び第二項	建築物	建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）
[略]		

(公告の方法等)

第三十九条 法第七条の五第二項、法第七条の十五第一項（法第七条の十六第二項及び法第七条の二十第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の十七第八項、法第十九条第一項（法第三十八条第二項並びに法第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第二項、法第四十五条第六項、法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項、法第五十条の十二第二項及び法第五十条の十五第二項において準用する場合を含む。）、法第五十四条第一項（法第五十六条において準用する場合を含む。）、法第六十六条第五項、法第七十条の二第五項若しくは第六項、法第八十六条第一項（法第八十六条の十において準用する場合を含む。）、法第九十一条第一項若しくは第二項、法第九十三条（法第九十三条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第一百七十七条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十三条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第一百八条の十七、法第一百八条の二十第一項、法第二百二十四条の二第三項又は法第二百五条の二第五項の公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。

2~4 [略]

5 都道府県知事、市長、施行者又は事業代行者は、法第七条の五第二項、法第七条の十七第八項、法第五十条の十二第二項において準用する法第五十条の八第一項、法第六十六条第五項、法第七十条の二第五項若しくは第六項、法第九十一条第一項若しくは第二項、法第九十三条（法第九十三条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第一百八条の十七、法第一百八条の二十第一項、法第二百二十四条の二第三項又は法第二百五条の二第五項の公告をしたときは、その公告の内容を市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。

	「欄を加える。」	「欄を加える。」
	「欄を加える。」	
[同上]		

(公告の方法等)

第三十九条 法第七条の五第二項、法第七条の十五第一項（法第七条の十六第二項及び法第七条の二十第二項において準用する場合を含む。）、法第七条の十七第八項、法第十九条第一項（法第三十八条第二項並びに法第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第二項、法第四十五条第六項、法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項、法第五十条の十二第二項及び法第五十条の十五第二項において準用する場合を含む。）、法第五十四条第一項（法第五十六条において準用する場合を含む。）、法第六十六条第五項、法第八十六条第一項（法第九十一条の十において準用する場合を含む。）、法第九十一条、法第九十三条（法第九十三条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第一百七十七条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十三条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第一百八条の十七、法第一百八条の二十第一項、法第二百二十四条の二第三項又は法第二百五条の二第五項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならない。

2~4 [同上]

5 都道府県知事、市長、施行者又は事業代行者は、法第七条の五第二項、法第七条の十七第八項、法第五十条の十二第二項において準用する法第五十条の八第一項、法第六十六条第五項、法第九十一条、法第九十三条（法第九十三条の三十第二項において準用する場合を含む。）、法第一百八条の十七、法第一百八条の二十第一項、法第二百二十四条の二第三項又は法第二百五条の二第五項の公告をしたときは、その公告の内容を市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して十日間掲示しなければならない。

様式第五の二（第二十四条の二関係）

個別利用区内の宅地への権利変換の申出書

贈

年 月 日

[様式を加える。]

個別利用区内の宅地への権利変換の申出をしようとする者	住所	印
	氏名	

都市再開発法第70条の2第1項の規定に基づき、同条第2項第2号

イロハニ

に該当する

下記の建築物を [存置] するため、下記の [宅地] について、  
[移転] [借地権] 権利変換計画において個別利用区内の宅地又はその借地権を与えられるよう定めるべき旨の申出をします。

記

1. 個別利用区内の宅地への権利変換の申出を行う宅地又は借地権

所有権又は借地権を有する者の氏名	所在及び地番	地目	地積	権利の種別

2. 存置又は移転する建築物

--	--	--	--	--

所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積
容積率	建築面積	移転時期		

備考

- 1 「権利の種類別」の欄には、所有権又は借地権の別を記載すること。
- 2 法人の場合においては、「住所」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄にはその法人の名称を記載すること。
- 3 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 4 「容積率」及び「建築面積」の欄には、存置又は移転する建築物が都市再開発法第70条の2第2項第2号イに該当する場合に、当該建築物の容積率及び建築面積を記載すること。
- 5 「移転時期」の欄には、当該申出の目的が「2. 存置又は移転する建築物」に記載の建築物の移転である場合に、移転予定時期を記載すること。
- 6 当該建築物が都市再開発法第70条の2第2項第2号ロ又はニに該当する建築物を存置又は移転することを目的とする場合には、当該要件に該当することを証する書面を添付すること。

様式第五の三（第二十四条の二関係）（A4）

個別利用区内の宅地への権利変換の申出に関する同意書

殿

年 月 日

個別利用区内の宅地への権利変換の申出の同意をしようとする者	住所	
	氏名	印

都市再開発法第70条の2第2項第1号の規定により、下記の

〔宅地〕

についての権利変

〔様式を加える。〕

〔借地権〕

換計画において個別利用区内の宅地又はその借地権が与えられるよう定めるべき旨の申出をすること同意します。

記

1. 申出を行う宅地

所有権又は借地権を有する者の氏名	所在及び地番	地目	地積	権利の種類

2. 同意する者の権利

イ 宅地

権利の種類	権利の目的となつてい る所在及び地番	権利の目的となつてい る宅地の面積

ロ 建築物

権利の種類	権利の目的となつてい る建築物の所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	権利の目的となつて いる建築物の面積




備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「権利の種類」の欄には、所有権又は借地権の別を記載すること。
- 3 借家権が建築物の一部を目的としている場合においては、その建築物の一部に関する事項を記載すること。
- 4 法人の場合においては、「住所」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄にはその法人の名称を記載すること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第六（第二十五条関係）

金 銭 給 付 等 希 望 申 出 書

〔略〕

都市再開発法第71条第1項の規定に基づき、下記の

〔宅 地  
借地権  
建築物〕

について同法第87条又は第88

条第1項及び第2項の規定による権利の変換を希望せず、

〔金 銭 の 給 付 〕  
〔建築物の他への移転〕

を希望する

ので申し出ます。

〔略〕

様式第八（第二十五条関係）

金 銭 給 付 等 希 望 申 出 撤 回 書

〔略〕

都市再開発法第71条

〔第4項  
第5項  
第6項〕

の規定に基づき、下記の

〔宅 地  
借地権  
建築物〕

についての同法第87条の

規定による権利の変換を希望せず、

〔金 銭 の 給 付 〕  
〔建築物の他への移転〕

を希望する旨の申出を撤回します

様式第六（第二十五条関係）

金 銭 給 付 等 希 望 申 出 書

〔同左〕

都市再開発法第71条第1項の規定に基づき、下記の

〔宅 地  
借地権  
建築物〕

について同法第87条の規定に

よる権利の変換を希望せず、

〔金 銭 の 給 付 〕  
〔建築物の他への移転〕

を希望するので申し出ます。

〔同左〕

様式第八（第二十五条関係）

金 銭 給 付 等 希 望 申 出 撤 回 書

〔同左〕

都市再開発法第71条

〔第5項  
第6項〕

の規定に基づき、下記の

〔宅 地  
借地権  
建築物〕

についての同法第87条の

規定による権利の変換を希望せず、

〔金 銭 の 給 付 〕

を希望する旨の申出を撤回します





















8. [略]

様式第十三（第三十一条関係）

裁 決 申 請 書

[略]

都市再開発法第73条第1項第3号、第8号、第16号又は第17号の価額について、同法第83条第3項の規定により同条第2項の意見書を採択しない旨の通知を受けたので、同法第85条第1項の規定により、下記のとおり裁決を申請します。

記

[略]

3 都市再開発法第73条第1項の権利変換計画において定められた同項第3号、第8号、第16号又は第17号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びその価額

4 都市再開発法第73条第1項の権利変換計画において定められた同項第3号、第8号、第16号又は第17号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳

[略]

様式第二十一（第三十七条の五関係）

(一)～(七) [略]

(八) 法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定められている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

備考

1～5 [略]

6 法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定められることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従

7. [同左]

様式第十三（第三十一条関係）

裁 決 申 請 書

[同左]

都市再開発法第73条第1項第3号、第11号又は第12号の価額について、同法第83条第3項の規定により同条第2項の意見書を採択しない旨の通知を受けたので、同法第85条第1項の規定により、下記のとおり裁決を申請します。

記

[同左]

3 都市再開発法第73条第1項の権利変換計画において定められた同項第3号、第11号又は第12号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びその価額

4 都市再開発法第73条第1項の権利変換計画において定められた同項第3号、第11号又は第12号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳

[同左]

様式第二十一（第三十七条の五関係）

(一)～(七) [同左]

[様式を加える。]

備考

1～5 [同左]

[項を加える。]

前の都市高速鉄道用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。

㉔ [略]

様式第二十一の二 (第三十七条の五関係)

(一)～(七) [略]

(八) 法第118条の25第2項において適用する法第109条の3第5項の規定により定められている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

備考

1～5 [略]

㉕ 法第118条の25第2項において適用する法第109条の3第5項の規定により定められることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。

㉖ [略]

㉕ [同左]

様式第二十一の二 (第三十七条の五関係)

(一)～(七) [同左]

[様式を加える。]

備考

1～5 [同左]

[項を加える。]

㉕ [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記がある。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第三条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1294 232 1390 450">[略]</td> <td data-bbox="1294 450 1390 689">が適用される建築物</td> <td data-bbox="1294 689 1390 1055">合することの確認に必要な図書</td> </tr> </table>	[略]	が適用される建築物	合することの確認に必要な図書	<p>255 [略]</p> <p>(許可申請書及び許可通知書の様式)</p> <p>第十条の四 法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項第三号、法第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七条の三第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第五項の規定(以下この条において「許可関係規定」という。))による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式(同条第三項又は第五項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。</p>
[略]	が適用される建築物	合することの確認に必要な図書		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1294 1115 1390 1332">[同上]</td> <td data-bbox="1294 1332 1390 1572">物</td> <td data-bbox="1294 1572 1390 1937">に必要な図書</td> </tr> </table>	[同上]	物	に必要な図書	<p>255 [同上]</p> <p>(許可申請書及び許可通知書の様式)</p> <p>第十条の四 法第四十三条第一項ただし書、法第四十四条第一項第二号若しくは第四号、法第四十七条ただし書、法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書若しくは第十三項ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十一条ただし書(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、法第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、法第五十三条第四項若しくは第五項第三号、法第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号(法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。)、法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項第三号、法第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、法第六十七条の三第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、法第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、法第六十八条の三第四項、法第六十八条の五の三第二項、法第六十八条の七第五項又は法第八十五条第三項若しくは第五項の規定(以下この条において「許可関係規定」という。))による許可を申請しようとする者は、別記第四十三号様式(同条第三項又は第五項の規定による許可の申請にあつては別記第四十四号様式)による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。</p>
[同上]	物	に必要な図書		

附 則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。